

Title	日本書紀考証二題：伊吉博得言と日本世記と
Sub Title	Two critical studies of Nihon-Shoki, the official chronicles of ancient Japan
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.29(273)- 42(286)
JaLC DOI	
Abstract	日本書紀がいくつかの記録類を素材として利用しながら、撰修されたものであることは周知の事実である。小稿は、その利用史料のうち二つをとりあげ、それぞれの問題について、いささか考えたところを覚書風に述べてみたものである。その一は伊吉博得言であり、二は釈道顕の日本世記についてであり、その論点は一様ではない。あらかじめ読者の御寛容をお願いしておきたい。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本書紀考証二題

——伊吉博得言と日本世記と——

志 水 正 司

日本書紀がいくつかの記録類を素材として利用しながら、撰修されたものであることは周知の事実である。小稿は、その利用史料のうち二つをとりあげ、それぞれの問題について、いささか考えたところを覚書風に述べてみたものである。その一は伊吉博得言であり、二は釈道頭の日本世記についてであり、その論点は一樣ではない。あらかじめ読者の御寛容をお願いしておきたい。

一、伊吉博得言について

孝徳紀白雉五年二月条に、遣唐押使高向史玄理・大使河辺臣麻呂らが新羅道をとつて唐に入り、長安に到つて天子に謁したること、高向玄理が唐で卒したことを記した本文の分註として、

伊吉博得言、学問僧惠妙於唐死、知聰於海死、智国於海死、智宗以庚寅年一付新羅船帰、覚勝於唐死、義通於海死、定惠以乙丑年一付劉德高等船帰、妙位・法勝・学生氷連老人・高黄金井十二人、別倭種韓智興・趙元宝、今年共使人帰、

が掲載されている。その内容は、入唐した学問僧・学生たちの消息、すなわちその死亡と帰朝についてもつばら記録した

ものである。このうち、定恵が乙丑年に劉徳高らの船に乗つて帰朝したことについては、天智紀四年九月壬辰条に劉徳高の来朝が見えており、また、智宗が庚寅年に新羅船で帰つたことについては、持統紀四年九月丁酉条に彼が新羅送使金高訓らに従つて帰還したと見えている。こうした事実の照応からして、分註の記事内容は信頼のおけるものと認められよう。なお、持統天皇四年の事柄を記しているから、「伊吉博得言」が記録されたのはそれ以後のことであり、それがこの分註として引用されたものであることが知られる。それとしても、この分註の内容は書紀の本文である高向玄理・河辺麻呂らの入唐記事とは無関係であつて、分註として掲載されていること自体が何か不自然に感じられるのである。そして、この疑問は妙位・法勝・学生氷連老人・高黄金ら十二人と韓智興・趙元宝が帰つたという「今年」の解釈に集中する。

「今年」は、この分註が白雉五年二月条にのせられているところから考えて、白雉五年とするのが一般の解釈のようである。坂本太郎氏もそのように考えておられる。⁽²⁾しかし、「今年」帰朝者のひとりである学生氷連老人についてみると、白雉四年五月に発遣され(天智紀)、翌五年に帰つたということになり、使者ならばともかく、入唐の留学生としては全く不自然である。また、持統紀四年十月乙卯条によれば、氷連老人は天智天皇三年に異域にあつたわけであるから、そのためには再入唐したと説明しなければならぬのも苦しい弁解であろう。「今年」は白雉五年と解釈しないのがよいと思われる。

別に、「今年」はもともと伊吉博得言にあつたものであり、その記録が作成提出された時を示しているとみることもしばしばあり得るであろう。和田英松氏は司馬法聰らの送使となつた伊吉博徳らが天智天皇七年正月に帰朝復命していることに注目され(天智紀)、天智天皇七年の復命書に「今年」とあつたと考えられた。⁽³⁾しかし、この説も分註の博得言のうちに庚寅年||持統天皇四年の事実が録載されているので、成立しえないであろう。

ここで持統紀四年十月乙丑条をみるに、

詔軍丁筑後国上陽畔郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姬天皇七年救百濟之役、汝為唐軍見虜、泊天命開別天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒四人、思欲奏聞唐人所計、緣無衣糧、憂不能達、於是、博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣無衣糧、俱不能去、願売我身、以充衣食、富杼等依博麻計、得通天朝、汝独淹滯他界、於今卅年矣（以下略）

とある。これによれば、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒ら四人が帰朝したのは、天智天皇三年かそのちとなろう。そして、大伴部博麻の残留ということから、持統天皇四年の彼の帰朝よりも前と考えられる。これに関連して注意されるのが天智紀十年十一月癸卯条である。唐の使人郭務惊らの来朝にあたり、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝婆・布師首磐の四人が、あらかじめ先触として派遣されたという。さきの四名のうち的一名、筑紫君薩夜麻が天智天皇十年に帰来したことが知られる。しかし、この四人には氷連老らはふくまれていない。筑紫君薩夜麻だけが別行動をとつたものと考えられる。北村文治氏も、この点に注意されて、筑紫君薩夜麻は何らかの事情で遅れたものと考え、氷連老らの帰国は天智天皇三年と十年の間と推察しておられる。

北村氏は、ここから問題の分註について吟味し、

(イ) 「共使人帰」の「使人」は外国使臣ではなく、日本の使人とみるべきこと、また博徳書では「使人」の中に博徳自身をも含めているようであること。

(ロ) この分註が博徳の記録にもとづいたものであること

の二点を考慮して、さきに和田英松氏が着目された天智天皇六・七年に博徳らが司馬法聰らの送使となり復命していることが、上記の条件によくかなうとして、「使人」は伊吉博徳・笠諸石、「今年」は天智天皇七年とする説がもつとも有力視

しうると述べておられる。

しかし、この北村氏の見解には、にわかには賛同し難いところがある。

(い) 「使人」は必ずしも日本の使人のみに限定しえないであろう。使人は普通名詞で、書紀には百濟使人(天智紀十、七、丙午)、唐国使人(同十一、癸卯)などの用例も多い。博得言に、「付某船帰」と記されていないという理由だけで、「共使人帰」を北村氏のようにには限定し得ないであろう。

(ろ) 北村氏も、博徳の記録が成立したのは持統天皇四年以後のことと考えておられるのであるから、ここでは博徳が関与したという事実が問題とされているわけであろう。とすれば、善隣国宝記所引海外国記の記事もまた注目されるべきであろう。

瑞溪周鳳の善隣国宝記は元永元年四月の中原師安ら五人の勘文によつて次の文を掲載している。

海外国記曰、天智天皇三年四月、大唐客来朝、大使朝散大夫上柱国郭務悰等卅人・百濟佐平祢軍等百余人、到_ニ対馬島、遣_ニ大山中采女通信侶・僧智弁等_ニ来、喚_ニ客於別館、於_レ是智弁問曰「有_ニ表書并献物_ニ以不」使人答曰「有_ニ將軍牒書一函并献物_ニ」乃授_ニ牒書一函於智弁等_ニ而奉上、但献物檢看而不_レ將也、

九月、大山中津守連吉祥・大乙中伊岐史博徳・僧智弁等、称_ニ筑紫太宰辞_ニ、实是勅旨、告_ニ客等_ニ、「今見_ニ客等来状_ニ者、非_ニ是天子使人_ニ、百濟鎮將私使、亦復所_レ賚文牒、送_ニ上執事私辞_ニ、是以使人困_レ得_レ入_レ国、書亦不_レ上_ニ朝廷_ニ、故客等自事者、略以_ニ言辞_ニ奏上耳、」

十二月、博徳授_ニ客等牒書一函_ニ、函上著_ニ鎮西將軍_ニ、「日本鎮西筑紫大將軍牒_ニ在_ニ百濟国_ニ大唐行軍摠管_ニ、使人朝散大夫郭務悰等至、披_ニ覽来牒_ニ、尋_ニ省意趣_ニ、既非_ニ天子使_ニ、又無_ニ天子書_ニ、唯是摠管使、乃為_ニ執事牒_ニ、牒是私意、唯須_ニ口奏_ニ、人非_ニ公使_ニ、不_レ令_レ入_レ京、」云々

この郭務悰来朝のことは、書紀天智天皇三年五月甲子条・十月朔条・同戊寅条・十二月乙酉条にもみえているが、はなはだ粗略であつて、十月条など、池内宏氏はむしろ海外国記によつて、「実は九月に繋けて記さるべき記事であるらしい」といわれている。⁽⁵⁾伊吉博徳の功業が記述されていること、文中で俗語的な「以不」が共通して用いられていることなど、博徳の記録を参照したらしく思われ、委曲を述べていることと共に、この海外国記の記事はかなりの信憑性をもつものと思われる。北村氏の説が、「使人」を日本の使人とは限定し得ず、ただ博徳の関与ということであれば、この天智天皇三年における関与の事実も注目にあたいしよう。

天智三年における「使人」郭務悰の来朝と博徳の関与とが認められたところから、改めて持統紀四年十月乙丑条の大伴部博麻への嘉詔をかえりみると、「泊^{オホヒ}天命開別天皇三年」とあることに注意が喚起される。そして、この天智天皇三年は「富杼等、依^ニ博麻計、得^レ通天朝」までかゝると解釈することが可能である。すなわち、天智天皇三年に土師連富杼・氷連老らが帰朝し、十年に筑紫君薩夜麻が帰朝したのであるが、詔文でははじめの帰朝がとりあげられたのであろう。詔の文章からみると、天智天皇三年に富杼・老らが帰朝したと考える方が、むしろ自然のように思われるのである。いまこの解釈を容認するならば、氷連老人らが帰朝した「今年」は、天智天皇三年を指示しているといえよう。そして「共^ニ使人^一帰」は郭務悰に随伴して帰つたことを意味し、その郭務悰らの来朝には、伊吉博徳が関与していたのである。詔文の解釈は未だ確定するまでにいたらないが、北村氏とは別に、かなりの可能性をもつ一説^{||}天智天皇三年説をここに提起しようのではあるまいか。「今年」に関する以下の考察はこの説をさらに有力にすると思われる。

「今年」を天智天皇三年とすると、何故にこの分註が孝徳紀白雉五年条に掲載されているかが説明されなければならないであろう。分註の博徳言が、持統天皇四年の事柄を記述しているのであるから、北村氏のように、「今年」の二字のみをなまの文句と考えることには無理があり、「今年」は坂本氏のいわれるように、書紀の編者が博徳の記録を引用する際

に書き改めたものとみるべきであろう。ただし、もと今年は白雉五年であつたと考えない点で坂本氏とも相異なる。博徳の記録にはもと「今年」にあたる年次の干支が記されていたであろうことは、博徳書及び博得言の他の年次がすべて干支で表記されていることから明らかであろう。そこで、天智天皇三年はというに「甲子年」である。他方白雉五年の干支は甲寅である。この十干の「甲」の符合は偶然とは思われない。もと博徳の記録に「甲子年」とあつたものを、書紀の編者が十二支を見誤つて「甲子」とよみ、甲寅と解したことは十分ありそうなことと考えられる。寅^{トラ}と子^{ドラ}とは訓読が通じ、寅と書くべきところを子と書く慣例があつたからである。書紀の編者は誤つて甲寅年^二白雉五年と解し、書紀の白雉五年条に編入する際に「今年」と書き改めたものと推察される。これで事情の説明が出来たことにならうか。ここに書紀撰修における実況の一端がうかがい知られて興味深いのであるが、ともあれ、博得言が白雉五年条にかけられた経緯は、原史料に「甲子年」とあつたことを前提として、はじめて納得のゆく説明が可能となるのである。前述の今年^二天智天皇三年説はここからも支持されるのであろう。

註

- (1) 家伝上・貞慧伝にも、「以白鳳十六年歲次乙丑。秋九月、經自百齊來京師也、(中略)則以其年十二月廿三日終於大原之第、春秋廿三」とみえている。
- (2) 坂本太郎「日本書紀と伊吉連博徳」(『日本古代史の基礎的研究・上』所収)
- (3) 和田英松「奈良朝以前に撰ばれたる史書」(『国史説苑』所収)
- (4) 北村文治「伊吉連博徳書考」(『日本古代史論集・上』所収)
- (5) 池内宏「百濟滅亡後の動乱及び唐・羅・日三國の關係」(『滿鮮史研究・上世第二』所収)
- (6) ただし、漢風諡号を用い「天智天皇三年」とあることなどは、後世の追訂を考えさせる。

二、日本世記について

日本書紀の分註には高句麗僧道頭の日本世記が引用されているが、それは次の五ヶ所である。

- (イ) 高麗沙門道頭日本世記曰、七月云々。春秋智、借大將軍蘇定方之手、挾擊百濟亡之。或曰、百濟自亡。由君大夫人妖女之無道、擅奪國柄、誅殺賢良故、召斯禍矣。可不慎歟、々々々々。其注云、新羅春秋智、不得願於内臣蓋金、故亦使於唐、捨俗衣冠、請媚於天子、投禍於隣國、而構斯意行者也。(齊明紀六年七月条)
 - (ロ) 釈道頭日本世記曰、百濟福信獻書、祈其君糺解於東朝。(齊明紀七年四月条)
 - (ハ) 日本世記云、十一月、福信所獲唐人統守言等、至筑紫。(同紀年十一月条)
 - (ニ) 釈道頭云、言春秋之志正起于高麗。而先声百濟、々々近侵甚苦急、故爾也。(天智即位前紀十二月条)
 - (ホ) 日本世記曰、内大臣、春秋五十、薨于私第。遷殯於山南。天何不淑、不憖遺耆、嗚呼哀哉。(天智紀八年十月条)
- 僧道頭の日本世記は、日本を中心に当時の見聞を記録したものであるという意味であろうが、高句麗からの帰化人にふさわしく、多く半島関係の事柄を叙述し、しかも高句麗側の発言をしているところに特色がある。また道頭は藤原家とも親しい関係にあつたようである。以下、各項について簡単にみておく。
- (イ) この年、新羅の金春秋(武烈王)が、唐將蘇定方とともに百濟を討平したと、彼がかつて唐に入朝した際に請うてその章服を唐制に改めたことなど、中国史書(旧・新唐書新羅伝等)に相当する記事が認められて、信憑性が認められる。
 - (ロ) 糺解とは百濟義慈王の子豊璋のことであるが、鬼室福信らが、倭国に遣使し、質子となつていた豊璋を迎えて王としたことは、旧唐書百濟伝等にみえている。ただし旧唐書では年月不詳。

⑧ 唐人俘虜続守言らの献上については、中国史書には確められないが、続守言がのちに音博士としてわが国で優遇されているので（持統紀五・六年条）、史実性が支えられる。ただしこの唐人俘虜の献上は、分註或本は庚申年（斉明六年）といひ、また天智紀二年二月の是月条にも該当記事がみえて、そのいずれの年次を採用すべきか疑問が残る。天智紀には重出記事が多いし、庚申年も書紀編者は分註付記にとどめている。あるいは日本世記の年次を採るべきか。

⑨ この分註は書紀本文中の噬臍之恥に関する道頭の自注と考えられる。こうした自注の例は斉明紀六年七月条(イ)にも認められた。そうすると本文の原史料も日本世記であつたと推せられよう。しかし、この鴨緑江をはさんでの突厥王子契苾加力の軍と高句麗軍との対決の記述は、文章がやや断片的で要約したものかと疑われ、さらに後漢書光武帝紀による潤色も加わつて難解である。ここで注意されることは、噬臍の故事で、これは左伝莊公六年条に

亡鄧国者必此人也、若不早图、後君噬臍
とあるに拠つたものであろう。

⑩ 藤原鎌足の薨去をいたむ言葉も、左伝哀公十六年条の魯公誄の

旻天不弔、不慈遺一老、伸屏余一人、以在位、熒熒余在疚、嗚呼哀哉

に拠つたものである。左伝と日本書紀との直接関係は比較的にうすいと考えられているが、日本世記との関係は浅からぬことが認められよう。すなわち道頭の教養の一半としての左伝にも留意しておきたい。

以上は、道頭の日本世記の引用を明記した分註について列举検討したのであるが、このほか日本書紀本文に日本世記を原史料として利用した部分もあると考えられるので、以下それらの検索を試みよう。

まず、百濟王子豊璋を糺解と記していることが指標とされる。つぎの二条が挙げられよう。

(6) 百濟福信、遣使上表、乞迎其王子糺解。

(齊明紀七年四月条)

この書紀本文は、分註(回)、すなわち釈道頭日本世記曰云々を随伴しているから、分註の日本世記の記事にもとづいて、本文が作成された経過がほぼ確認されるといえよう。

(1) 犬上君〔欠名〕馳、告兵事於高麗而還、見糺解於石城、糺解仍語福信之罪。(天智紀二年五月条)

前半に兵事を高句麗に告げて還るとあり、高句麗側との関連もうかがわれる。また豊璋と福信との反目対立の事実については旧唐書百濟伝等にもやや詳しい記述があり、確められる。

道頭の日本世記の利用はこれだけであろうか。高句麗にかかわり、しかも高句麗側の立場から叙述したものは可能性をもつと思われる。疑問の余地もあろうが、一応この点を目標としながら、さらに検索を進めてみることにしたい。

(2) 蘇將軍与突厥王子契苾加力等、水陸二路、至于高麗城下。(天智即位前紀七月是月条)

池内宏氏はこれについて、「其の本づくところが普通の日本の材料ではなく、やはり道頭の世記という特殊のものであることは、事実其のものの性質から容易に推測せられる」といつておられる。新唐書本紀等にも照応する記事があり、記事内容および年代が確認される。

(3) 唐人・新羅人、伐高麗、々々乞救国家、仍遣軍將、掘疏留城、由是、唐人不_レ得_レ略_二其南界_一、新羅不_レ獲_レ輸_二其西_一。(天智紀元年三月是月条)

池内宏氏は、これも内容ならびに筆ぶりから、日本世記に拠つたものと認めておられる。ただし、高麗とあるのは百濟の誤り、軍將はわが国から遣わされた豊璋護送軍、そして疏留城は百濟の周留城とする。そこで私見を補説しておこう。前半は百濟に関することであり、豊璋護送軍が周留城に入拠した経緯を述べたもので、後半の高句麗の状況を説明するため

の導入的叙述であろう。むしろ本旨は後半の由_レ是以下にあり、高句麗が南塚・西罍を唐・新羅に侵犯されなくなつたといふのであろう。是月が係るのは由_レ是以下の高句麗の現況にはかならない。そのように解読するとき、唐・新羅軍の高句麗撤退とも照応し、また日本救援軍の周留城入坵の時期の疑問についても従来の困惑を脱して新たな視点をもつことが出来よう。¹⁰⁾ さて、書紀の撰者はこの叙述の委曲を読み取れず、ただ日本世記に載せてあるという先入観から、安易に前半をも高句麗のことと誤解したものであろう。

(又) 鼠産_ニ於馬尾。釈道顕占曰、北国之人、将_レ附_ニ南国、蓋高麗破、而属_ニ日本_一乎。

(天智紀元年四月条)

前条(イ)に続いて記載されていること、釈道顕占曰云々とあることなどから、日本世記によるかと考えられる。なお、方向を十二支で示すと、子は北、午は南となり、占の内容はやや付会めくが判り易い。

このほかの高句麗に関する叙述ということでは、次の三条が挙げられる。いずれも高句麗滅亡の過程をのべたものといえよう。

(イ) 高麗大臣蓋金終_ニ於其国。遺_ニ言於児等_一曰、汝等兄弟、和如_ニ魚水、勿_レ争_ニ爵位。若不_レ如是、必為_レ隣咲(天智紀三年十月是月条)

(ロ) 高麗大兄男生、出_レ城巡_レ国、於_レ是、城内二弟、聞_ニ側助士大夫之悪言_一、拒而勿_レ入。由_レ是、男生奔入_ニ大唐_一、謀_レ滅_ニ其国_一。(天智紀六年十月条)

(ハ) 大唐大將軍英公、打_ニ滅高麗_一。々々仲牟王、初建_レ国時、欲_レ治_ニ千歳_一也。母夫人云、若善治_レ国不_レ可_レ得也。但_レ当有_ニ七百年之治_一也。今此国亡者、当在_ニ七百年之末_一也。(天智紀七年十月条)

これら各項の叙述については、若干の疑問が寄せられているので、以下それぞれについて検討してゆきたい。

③ 高句麗の権臣泉蓋蘇文の死とその遺言を述べたものであるが、その死歿の時期について、池内宏氏は麟徳二年の十月ごろかと推定しておられる。すなわち、この記事は翌年の天智天皇四年にかけられるべきであるという⁽¹¹⁾。しかしその池内氏の考証の過程を辿つてみると、論拠とする文章の主題となるものは、死後における諸子の不和にかかわることであつたり、その長子男生が卅二才で麟徳二年に太莫離支になつたということであつたり、あるいは高句麗王子男福が泰山封禪の儀に陪席したことであるなど、いずれも間接的叙述による推論の域を出ないのであつて、直接に蓋蘇文の死の年次を明記するものがあるわけではない。考証の限界ということを考えるならば、竜朔二年から麟徳二年の間としておくのが最も穏当と思われる。従つて日本書紀のいう年次、すなわち天智天皇三年説を誤りとして退けるほどには、池内氏の所説は十分の説得力をもたないのであろう。

なお、遺言の内容は、蓋蘇文死後に於ける諸子間の不和の事実を知つていて叙述されたものごとくであり、後世の述懐乃至風説が付託されている可能性をも考えてよいであらう。

④ 高句麗で泉蓋蘇文の歿後、その長子男生と二弟男建・男産との間に不和对立が生じ、男生が逃走して入唐した経緯を述べたものである。この記事において書紀の年次の係るのは、由是以下であることは(1)の場合と同様で、男生の入朝のときを指すと考えられる。そしてこの天智天皇六年は、新唐書泉男生伝・泉男生墓誌銘(洛陽付近出土)が入朝を乾封二年のこととするのとよく合致するのである。しかし、この男生入朝の年次については池内宏氏の異論がある。その論旨を摘記すれば、男生の入朝授爵は両唐書・資治通鑑では乾封元年の末の李勣を総司令官とする大軍出動に先だつた事実として記るされている。だから断じて男生伝・墓誌の年次は採用し得ないといつておられるのである。⁽¹²⁾そこで池内氏の論説について検討してみると、氏の混迷は次の二点に出ることが指摘されよう。

A、史書撰修時に屢々認められる集約合記のことを看過して、それに執らわれたため、乾封元年の男生来会の折の爵位

遙授と、翌二年の男生入朝と、のちの爵位直授とを混同し、むしろ信憑性がよりたかいとみるべき、墓誌銘・伝を否認していること。

B、李勣らの大軍発遣（乾封元年末）を、男生の入朝求援によるものとしておられるが、さきに子猷誠の詣闕請願があつたことを思えば、氏のように考えらるべき必然性はないこと。

この池内氏説の混迷を批判するとき、男生の入朝年次は、墓誌銘・伝、そして書紀の伝える乾封二年（13）天智天皇六年と認めてよいのであろう。

なお、書紀が天智天皇六年の十月にける所伝に根拠があるかについては、後考に俟ちたいと思う。（14）

④ 唐将李勣（英国公）による高句麗の討滅を十月にかけているのは、明らかに書紀側の誤伝と認めねばなるまい。事實は九月のことである。ただ続日本紀神亀四年十二月丙申条も十月のこととしている。日本側では早くから誤報されていたのであろうか。

それに続く高句麗始祖鄒牟王と母夫人の会話は因果説話で、これも事件後の述懐乃至風説が叙述されたものであろう。ここで注意されることは左伝宣公三年条との関係である。

成王定ニ鼎于郊一、トレ世三十、トレ年七百、天所レ命也

が念頭に浮かび、それに符合することに関心がそられたものであろう。左伝との関連が思われるところ（二）・（六）の項目に類することが注意されてよい。

三項目（四）・（五）・（六）について検討したところは、叙述が回顧的で因果解説の傾向があるが、その年次にはほぼ妥当性が認められよう。しかも（四）には左伝の教養も指摘されるから、この三項も道頭の日本世記に依拠した可能性はあるといえる。

さて、道頭の履歴については、日本に来朝した年代も、死亡した年次も、詳かではない。鎌足伝の白鳳十三年（15）天智天

皇元年条に道頭の発言がみられること、斉明紀七年十一月条所引の日本世記に続守言らが、筑紫に至ると日本側からの表現が認められることなどから、斉明末年、天智初年には既に我が国に渡来していたことが推察されよう。また天智天皇八年十月の鎌足の死歿の際に哀悼の辞（おそらく諫であつたらう）を叙べているから、歿年はそれ以後のことであつたらう。以上のように考えて、書紀の各項について省みるとき、すくなくとも、(イ)・(チ)・(ニ)・(ウ)・(ヌ)・(ハ)・(ヘ)・(ホ)・(ニ)・(ウ)・(ヌ)・(ハ)・(ヘ)・(ホ)はいずれも、道頭来朝以後の事実を叙述したものであることが判明しよう。すなわち、我が国にあつて、半島の状況の報告を逐次聞き、それを記録したものであり、あるいは、のちにそれを年代記的に編集し、さらに因果的説明を加えて増補し、日本世記としたものと推定してよさそうである。このように考えるとき、日本世記の性格——史実性・解説性、そしてその限界も一応の理解納得をうるるのである。また、その解説に左伝の引用が少なからず指摘されることは、道頭その人の教養の一端をもうかがわせるといえよう。

以上、道頭の日本世記について考察を試みたのであるが、実は斉明紀・天智紀の記載は史料の年次的取扱いに混乱があり、重出も頻りで、信頼度の乏しいものが多いことが指摘されている⁽¹⁵⁾。それに較べて道頭の日本世記を利用した部分は過誤が少ないといえる。おそらく日本世記は、史実を重んじ、年月にかけて叙述が整理されており、書紀の撰者にとつても、信拠するに足る、有力な史料として利用され、撰者の恣意も自ら抑制されたことが考えられる。

日本世記は、従来ともすれば軽視される傾向にあつたが、あらためて史料としての意義と性格が、再検討されることの必要を見出し得たと思う。

註

(7) 貞慧誅は「高句麗僧道賢作」とある（家伝上）など。

(8・9) 池内宏「百濟滅亡後の動乱及び唐・羅・日三国の關係」

（『滿鮮史研究・上世第二』所収）

(10) 従来池内宏氏らは周留城の入拠の時点をここに求められたが、それでは余りに遅すぎることに、誰もが気になっていた。

(11・12) 池内宏「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」(『満鮮史研究・上世第二』所収)

(13) このころの高句麗関係の事実を、私の理解するところに従って整理標記しておけば、次の如くである。

乾封元年 1. 献誠入唐求援

2. 契苾何力らの援軍到着、男生合流・爵位遥授(特進平壤道行軍大総管・使持節安撫大使)

3. 李勣ら援軍出動

乾封二年 4. 男生依詔入朝

5. 爵位直授(遼東大都督・玄菟郡公等)・男生帰還
・復軍

(14) 偶然であるかも知れないが、(㉒)・(㉓)・(㉔)いずれも十月にか
けられていることが、いささか不審感を誘う。史実考証に
即した吟味が必要と思われるが、いまの筆者の力では及ばな
い。

(15) 坂本太郎「天智紀の史料批判」(『日本古代史の基礎的研
究・上』所収など)